

諮 問 書

10 総用送第57号

平成22年5月14日

江戸川区公共調達審査会

会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 多田 正見



特定公共事業として下記事業を指定するに当たり、江戸川区公共調達基本条例第13条第2項の規定により諮問します。

記

事業名	小・中学校改築事業
指定理由	<p>小・中学校改築事業は、平成23年度より20年以上の長期にわたり、総事業費が2,000億円を超える、これまでにない大事業である。</p> <p>小・中学校は、未来を担う子どもたちの学びの場であるとともに、地域住民の集う場ともなり、災害時には避難・復旧の拠点となることも期待されている。正に、小・中学校は地域の中核施設となるものである。</p> <p>よってこの事業を、区の基本理念である、共育・協働、安全・安心のまちづくりの実現に寄与し、活力溢れる地域社会の構築に繋がるものとして、特定公共事業に指定したい。</p>

【参考：江戸川区公共調達基本条例】

（特定公共事業の指定）

第十三条 区長は、区が行う事業のうち、区民生活に密着し、地域社会の健全な発展のために特に重要な事業について、その事業の社会的要請を実現するため、その事業を遂行するための公共工事過程において特に価格以外の要素を重視すべき事業（以下「特定公共事業」という。）として指定することができる。

2 区長は、特定公共事業を指定するときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

答 申 書

平成 22 年 6 月 1 日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達審査会

会長 鈴木 孝男



平成 22 年 5 月 14 日付け、10 総用送第 57 号で諮問のあった特定公共事業の指定について、江戸川区公共調達基本条例第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 事業名	小・中学校改築事業
審議結果・ 答申内容	上記事業は、区の基本理念である、共育・協働、安全・安心のまちづくりの実現に寄与し、活力溢れる地域社会の構築に繋がるものとして、その事業を行うための公共工事過程において、特に価格以外の要素を重視すべき事業である「特定公共事業」として指定することについて、適切であると認めます。